

質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1		<p>インバート本体の施工において、添付図のような、SP104追越側施工後、SP104の走行側に移らず、SP105追越側→SP105走行側とする施工順序は可能でしょうか。</p> <p>例:SP104追越施工後、SP104の走行に移らず、SP105追越→SP105走行とする施工順序</p>	<p>別添1「技術提案における施工条件書 5/7施工方式」に示すとおり、SP105区間の追越側と走行側のインバート閉合までを連続して施工する条件としていることから、質問に示す施工順序の場合は可能です。</p>
2	R2.5.11質問に対する回答書	<p>5月11日ご回答いただいた (一本松③) No. 18について「105区間併合未了の状態で他区間への着手は不可とありますが、この着手不可となる工種は何でしょうか」との趣旨の質問をさせていただきました。しかしご回答は「他区間への着手が可能である作業はインバート掘削です」でした。「他区間への着手が不可である作業はインバート掘削です」ではないでしょうか。</p>	<p>5月11日付け質問書に対する回答 (一本松③)において、No. 18の回答に誤りがございました。正しくは、「他区間への着手が不可である作業はインバート掘削です。また、覆工切欠（覆工受け台部）や覆工受け台工は着手に含まれません。」です。</p>